

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が平成20年12月24日20人第1146号で行った非開示決定のうち、「再就職先の役職名」、「職務内容」、「再就職（予定）年月日」及び「提出日」の部分は開示すべきである。

2 異議申立てに係る対象公文書の開示決定状況

異議申立てに係る対象公文書は、実施機関が過去十年間に作成・取得した県退職者の再就職先及び退職者数に関する文書である。

実施機関は、対象公文書を、「退職者に係る再就職状況（平成10年度～平成19年度）」及び「退職者の状況（平成10年度～平成19年度）」に特定し、平成20年10月10日20人第907号で、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により全部を開示する決定（以下「本件決定1」という。）を行った。

次に、実施機関は、「営業活動の規制に係る県退職（予定）者の誓約書」（以下「本件公文書」という。）を、平成20年12月24日20人第1146号で、条例第7条第1項第1号、第4号及び第5号に該当するとして条例第11条第2項の規定により非開示とする決定（以下「本件決定2」という。）を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、公的団体等への再就職状況の開示であった本件決定1について、「実施機関が、県の公共事業に関わる民間企業に対し、県退職者を採用した場合は退職後2年間は県の公共事業に関わる営業活動に従事させないように協力の申し入れを行っていることから、公共事業に関わる民間企業に就職している県退職者に関する文書があるはずであり、開示すべきである。」というものであり、実施機関が行った民間企業への再就職状況の非開示決定である本件決定2の取消しを求めているものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成20年9月26日付けで、異議申立人は、実施機関に対し条例第6条の規定に基づき対象文書の開示請求を行った。

イ 平成20年10月10日付けで、実施機関は、本件決定1を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成20年10月29日付けで、異議申立人は、本件決定1を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

エ 平成20年12月24日付けで、実施機関は、異議申立ての趣旨から本件公文書が開示請求の対象となるものと判断し、本件決定2を追加決定し、その旨を異議申立人に通知した。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。実施機関が、県の公共事業に関わる民間企業に対し、県退職者を採用した場合は退職後2年間は県の公共事業に関わる営業活動に従事させないように協力の申入れを行っていることから、公共事業に関わる民間企業に就職している県退職者に関する文書があるはずであり、開示すべきである。

民間企業への就職状況については公表している地方公共団体もあり、行政の公平性・透明性を保つために、実施機関は、本件公文書の開示に積極的に取り組むべきである。

「官と民」の癒着を防ぎ、また、そのような疑念を持たれないようにする観点から見ても、本件公文書の開示は公益にかなっている。

誓約書については、「公にされないという黙示的合意」があると実施機関が説明しているが、平成19年2月26日18人第1573号総務部長通知（以下「総務部長通知」という。）を都合良く解釈しているものである。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定2を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例第7条第1項第1号（個人情報）該当性について

ア 本件公文書の内容は、特定個人を識別できる情報である。

イ 本件公文書は、職員の退職後の個人的な再就職に関わる情報であり、条例第7条第1項第1号ただし書ハに規定する「職務遂行情報」には当たらない。

(2) 条例第7条第1項第4号（行政運営情報）該当性について

ア 県退職者は、本件公文書が公にされないとの認識を持っている。

イ 実施機関が、本件公文書を一方的に開示すれば、県退職者と実施機関の信頼関係を損なうことになり、プライバシーが侵されることを嫌うなどの理由で、県退職者から本件公文書の提出の協力が得られなくなる。

ウ 総務部長通知により、県退職者に対し、「退職後2年間は県の公共事業に関わる営業活動に従事しない」ことへの協力を求めるという取組において、本件公文書の提出は重要な部分を占めており、本件公文書の提出を得られなくなると当制度の円滑な運用に支障を及ぼすことになる。

(3) 条例第7条第1項第5号（任意提供情報）該当性について

- ア 県職員には再就職に関して法令等の規制はなく、本件公文書は、総務部長通知に依りてあくまでも任意に提出されたものである。
- イ 他県では、民間企業への再就職について公表している例もあるが、要綱等で公表することを明示して、公表を前提として報告を受けたものを公表している。
- ウ 総務部長通知の中には「公にしない」との明文の規定はないが、実施機関は、開示は予定しておらず、要請した実施機関と県退職者の間には、「公にされない」という黙示的な合意がある。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書の内容について

本件公文書は、総務部長通知に基づき、県退職者が、退職後2年以内に県の公共事業と関係する民間企業に再就職する場合に、実施機関へ提出する文書である。

本件公文書の様式には、退職後2年間は県の公共事業に関わる営業活動に従事しない旨の誓約文が印刷されており、会社名、会社住所、再就職先の役職名、職務内容、再就職（予定）年月日の項目が設けられている。

本件公文書は、これらの項目の内容、提出日、氏名及び職員の退職時の所属・職が県退職者によって記入され、押印されたものである。

(2) 本件公文書の性格等について

ア 公務員の再就職に係る規制

国家公務員法（昭和22年法律第120号）により、国家公務員には離職後の営利企業への就職についての規制が設けられている。

一方、地方公務員には法による規制は設けられていない。

実施機関においては、職業選択の自由に配慮し、民間企業への再就職の自粛要請は行っていないが、厳正かつ公正な県行政の執行を推進するため、総務部長通知により、県退職者に対し、民間企業へ再就職した場合は、退職後2年間は県の公共事業に関わる営業活動に従事しないことを求める取組を行っている。

イ 再就職状況に係る公表

国家公務員法により、国家公務員は人事院の承認を得た場合は関係企業への就職が可能とされているが、人事院には、その承認した営利企業への就職状況等に関する氏名、企業での職務内容等の必要な事項の国会及び内閣への報告義務がある。また、公務員制度改革大綱に基づき、各府省が本府省の課長相当職以上の者を対象に、氏名、退職時の職、再就職先名、再就職先での役職等を公表している。

一方、地方公共団体については、退職者の再就職状況の公表等に関する法の

規定はなく、実施機関は退職した職員の再就職状況の公表は行っていない。

再就職状況について、公表を行っている地方公共団体もあるが、それらにおいては、あらかじめ要綱等に公表を目的とすることを明記した上で本人から報告書の提出を受けており、さらに、本人の同意を取っている団体もある。

ウ 本件公文書の性格

実施機関は、総務部長通知に基づき、県退職者に対し、退職後2年間は県の公共事業に関わる営業活動に従事しないことを求めているが、地方公務員の再就職や再就職先での従業務務については法令による規制がないため、強制力はない。

本件公文書についても、退職後2年以内に県の公共事業と関係する民間企業に再就職しようとする県退職者に、公共事業に関わる営業活動の自粛を誓約させるため、提出を求めているものである。

また、実施機関は、本件公文書の公表は予定しておらず、実際に再就職したかどうかの結果報告も求めているし、追跡調査も行っていない。

(3) 開示・非開示の判断

条例第8条には、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない旨規定されている。

実施機関は本件公文書全体を条例第7条第1項第1号、第4号及び第5号に該当するとして非開示としているが、当審査会においては、条例第8条の趣旨を踏まえ、本件公文書に記録された個々の情報ごとに、非開示情報該当性について検討する。

また、条例第7条第1項第1号又は第2号に該当するとした情報については、重ねて同項第4号及び第5号該当性について判断しない。

ア 条例第7条第1項第1号該当性について

条例第7条第1項第1号は、個人の尊厳の観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができることとなる情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めたものであるが、これらの情報が記録されていても公益的見地から開示することが必要なものと認められるような場合をただし書で定め、例外的に開示することとしている。

本件公文書に記録されている情報は、職員の退職後の再就職に関する情報であり、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるので、当該情報の条例第7条第1項第1号ただし書該当性について検討する。

(7) 本件公文書の条例第7条第1項第1号ただし書ハ該当性について

公務員の職務遂行に係る情報は行政事務に関する情報であるとともに、当該公務員の個人に関する情報でもあるが、県行政の公正さと透明性を確保する観点から、本来非開示である個人情報为例外的に開示すべきとしたものである。

本件公文書は、実施機関の業務上の必要性により収集されたものではあるが、本件公文書に記載されているのは、職員の退職後の再就職に関する情報であり、当該職員の県における具体的な職務の遂行と直接関連するものではない。

したがって、「公務員の職務の遂行に係る情報」には該当しない。

(イ) 本件公文書の条例第7条第1項第1号ただし書イ該当性について

個人情報に該当する場合であっても、一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいことから、非開示情報から除くこととされたものである。

民間企業に再就職する県退職者の氏名や勤務先等を公にする法令等の規定はなく、また、実施機関は県退職者の民間企業への再就職状況を公表していないが、本件公文書の情報「公にすることが予定されている情報」としての性格を有するか否かを、既に開示されている公的団体等への再就職情報と比較して検討する。

実施機関は、公的団体等を「県行政を補完する団体」と説明しているが、これらの団体は、県の出資団体や公益法人、第三セクターなどであり、公的な目的をもって設立されているものである。

実施機関は、出資、補助金の交付、主務官庁としての管理・監督といった支援や規制等により、その活動が適正に行われるよう関与しているのであり、県とこれらの団体の間には特別に緊密な関係があるといえる。

さらに、実施機関は、これらの団体からの人材紹介の要請に応じ、県退職者の中から適任者を推薦していることから、当該県退職者の再就職について説明責任があり、当該県退職者のプライバシーは一定の制限を受けるものであり、県退職者の公的団体等への再就職情報は「法令及び条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」としての性質を有すると認められる。

一方、民間企業は公的団体等とは異なり営利を目的としており、実施機関との関係は一般的な私法上の契約関係が生じるに止まるものである。また、県退職者の民間企業への再就職についても、実施機関は何らあつせん等の関与を行っておらず各人の自助努力に委ねられている。

したがって、条例上、県退職者の民間企業への再就職状況の情報は、私人のプライバシーとしての保護を受けるべきものと解することが相当であり、「法令及び条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められない。

以上のとおり、本件公文書に記録されている情報は条例第7条第1項第1号ただし書イ及びハに該当しない

ため、当該情報中個人識別性のある「氏名」、
「退職時の所属・職」及び「印影」の部分は、条例第7条第1項第1号により非開示とすべきである。

イ 条例第7条第1項第2号該当性について

本件公文書から「氏名」、「職員の退職時の所属・職」及び「印影」の部分を除いた部分に「会社名」、「会社住所」、「再就職先の役職名」、「職務内容」といった情報が含まれているため、本件公文書の条例第7条第1項第2号該当性についての検討を行う。

「会社名」、「会社住所」は、特定企業を識別できる情報で、当該企業が県退職者を採用したことが分かる情報である。ある企業が、どういう人物を採用するかは、当該企業の人事に関する情報であり、内部管理情報として扱われる性質のものである。

したがって、「会社名」、「会社住所」は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例第7条第1項第2号に該当する。

なお、「会社名」、「会社住所」を非開示とすれば、当該企業の識別性がなくなるため、「再就職先の役職名」、「職務内容」は条例第7条第1項第2号に該当しない。

ウ 条例第7条第1項第4号及び第5号該当性について

本件公文書に記載された情報のうち条例第7条第1項第1号及び第2号に該当するとして非開示妥当と判断した情報を除いた「再就職先の役職名」、「職務内容」、「再就職（予定）年月日」及び「提出日」の情報からは個人や企業を識別できるものではないので、これらの情報を開示することで県退職者との信頼関係を毀損し、誓約書の提出の協力が得られなくなるとは認められない。同様に、情報提供者の信頼や期待を損なうとも認められないことから、これらの情報は条例第7条第1項第4号及び第5号のいずれにも該当しない。

以上の理由により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

